

【ながさき元気づくり応援助成金交付選定基準】

1 採点方法及び採択の基準

- ・評価点については、審査を行った審査委員の各審査項目における採点の平均点（小数点以下1位未満四捨五入）の合計とする。
 - ・評価点が60点以上の事業を交付対象事業とします。
- ※令和7年度事業実施分については、評価点の上位者から予算の範囲内（1,000万円）で交付対象事業を選定する（1,000万円を超過する順位の者から選定外）。
- ※評価点＝（各審査項目の平均点（小数点以下1位未満四捨五入）の合計）

2 審査項目及び採点表

審査項目		採点にあたっての視点	採点				
			優れている	やや優れている	普通である	やや劣る	劣る
1	実現性 (20点)	・内容、スケジュールなど事業計画に具体性があり、実現可能性の高い事業か。 ・地域の自主的・主体的な取り組みによる実現性の高い資金計画となっているか。	20	16	12	8	4
2	新規性・独自性 (20点)	・新たな地域の魅力創出に資する内容であるか。 ・独自のアイデア・工夫・視点が盛り込まれた事業か。	20	16	12	8	4
3	継続・発展性 (20点)	・継続性や発展性が期待できる事業か。 ・地域に根ざして継続できる事業か。	20	16	12	8	4
4 効果	(1) 地域振興・活性化の効果 (20点)	・地域課題又は社会的課題の解決を図る事業であり、地域の活性化に効果が期待できるか。または、地域の芸術文化活動等の振興に効果が期待できるか。	20	16	12	8	4
	(2) 協働による相乗効果等 (20点)	・地域団体や個人が事業に参画・協働することにより、相乗効果が期待できるか。 ・地域住民や寄附者とのつながりにより、地域に対する持続的な応援が期待できるか。	20	16	12	8	4
合 計 (100点)							